

## 令和6年度 国民健康保険税（国保税）のしくみ

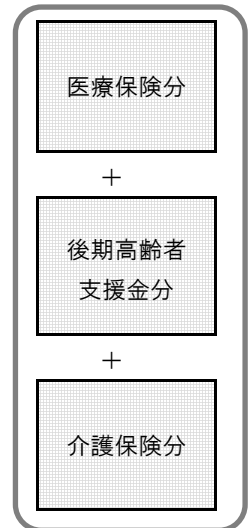
国民健康保険税は、「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」と「介護保険分」を合算したものです。それぞれ所得に応じてかかる所得割額と、所得に関係なくすべての方にかかる均等割額に分かれています。

### 国保税の計算方法

医療保険分（課税限度額 65万円）

所得割額	均等割額
(総所得金額等－住民税基礎控除額 <sup>※1</sup> ) ×6.01%	年間 27,000円 ×加入者数

$$\times \frac{\text{加入月数}}{12} =$$



後期高齢者支援金分（課税限度額 22万円）

所得割額	均等割額
(総所得金額等－住民税基礎控除額 <sup>※1</sup> ) ×2.29%	年間 12,900円 ×加入者数

$$\times \frac{\text{加入月数}}{12} =$$

介護保険分<sup>※2</sup>（課税限度額 17万円）

所得割額	均等割額
(総所得金額等－住民税基礎控除額 <sup>※1</sup> ) ×1.85%	年間 15,900円 ×第2号被保険者数 <sup>※2</sup>

$$\times \frac{\text{第2号被保険者月数}}{12} =$$

※1. 住民税基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、合計所得金額が2,400万円超の方はその合計所得金額に応じて通減し、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用がなくなります。

※2. 介護保険分は第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方のみかかります。

- ・ 令和6年度（令和6年4月から令和7年3月まで）の国保税のうち、所得割額は、令和5年中（令和5年1月から令和5年12月まで）の所得額で計算します。国保に加入していない世帯主の所得は、軽減判定にのみ用います。
- ・ 所得割額の計算では、扶養控除や生命保険料などの控除はありません。
- ・ 年度の途中で加入や脱退をした場合は、月割りで計算します。
- ・ 年度の途中で40歳になる方には、40歳になった時点であらためて介護保険分を含んだ納税通知書を送付します。
- ・ 年度途中で65歳になる方の介護保険分や、75歳で後期高齢者医療制度に移行する方の国保税は、あらかじめ月割で計算してあります。最初に送付する納税通知書の時点で、65歳または75歳到達以降の分は含まれていないため、その年齢になった際にあらためて通知は送付していません。